

○横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱

平成26年3月27日

告示第10号

改正 令和5年1月26日告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の規定による自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、災害対策活動用資機材等を購入する組織に対し、町長が予算の範囲内において交付する横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、横芝光町補助金等交付規則（平成18年横芝光町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象組織)

第2条 補助金の交付を受けることができる組織は、10世帯以上で構成する自治会等を単位として設立された組織とする。

(補助金の区分、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助の対象となる区分、補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1の組織につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする組織の代表者（以下「申請者」という。）は、横芝光町自主防災組織設置促進事業

補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 組織の規約
- (2) 組織の活動計画書
- (3) 組織の収支予算書
- (4) 保管場所の位置図
- (5) 購入等に係る見積書
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第5条 町長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付を決定する場合においては、次の条件を付するものとする。

- (1) 資機材等の購入内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 資機材等の購入を中止し、又は延期する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 購入後の資機材等に係る消耗品の補充、修繕等は、組織の負担により行うこと。

(概算払の請求)

第7条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第16条の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金概算払請求書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書
- （2） 契約書の写し
- （3） 納品書の写し
- （4） 領収書の写し
- （5） 資機材等の写真
- （6） その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第9条 町長は、規則第15条の規定により補助金の額が確定したときは、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が、規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 1 1 条 町長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年告示第 5 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第 3 条)

区分	補助対象経費	補助率等
資機材の購入	携帯用無線機、携帯ラジオ、消火器、バケツ、防水シート、土のう、リヤカー、担架、救急セット、シート、ロープ、	当該経費の 3 分の 2 以内とし 5 0 万円を限度とする。

	ヘルメット、可搬式発電機、 投光器、炊飯設備、組立テ ント、非常食、毛布、くみ上げ 式ポンプその他町長が認め るものの購入費
資機材保管用施設の設 置等	防災備蓄倉庫の購入設置費 又は既存の施設を防災備蓄 倉庫として使用するための 改修費

※ただし、補助金の1,000円未満は、切り捨てるものとする。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付申請書

年 月 日

横芝光町長

様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

年度において、横芝光町自主防災組織設置促進事業を実施しますので、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、申請します。

- 1 自主防災組織設立年月日及び概要
- 2 申請金額 円也
- 3 補助事業完了予定日
- 4 添付書類
 - (1) 組織の規約
 - (2) 組織の活動計画書
 - (3) 組織の収支予算書
 - (4) 保管場所の位置図
 - (5) 購入等に係る見積書
 - (6) その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第5条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付決定通知書

横芝光町指令第 号

年 月 日

様

横芝光町長 回

年 月 日付けで交付申請のあった横芝光町自主
防災組織設置促進事業に対する補助金交付額を次のとおり
決定したので、横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金
交付要綱第5条の規定により、通知します。

交付決定額 円也

交付条件

- (1) 資機材等の購入内容を変更する場合には、町長の承認を受けること。
- (2) 資機材等の購入を中止し、又は延期する場合には、町長の承認を受けること。
- (3) 購入後の資機材等に係る消耗品の補充、修繕等は、自主防災組織の負担により行うこと。

第3号様式（第7条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金概算払請求書

年 月 日

横芝光町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった横芝光町
自主防災組織設置促進事業補助金を、次のとおり概算払されるよう
請求します。

1 請求金額 一金 円也

2 概算払を必要とする理由

3 振込先

金融機関	
支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

第4号様式（第8条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金実績報告書

年 月 日

横芝光町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の決定を受けました
次の横芝光町自主防災組織設置促進事業の実績について、横芝光町
自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、報
告します。

1 補助事業の内容及び経費の配分（単位：円）

内容	総事業費	補助対 象経費	補助金の額	自己負担金

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書の写し
- (3) 納品書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 資機材等の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

第 5 号様式（第 9 条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付確定通知書

横芝光町達第 号

年 月 日

様

横芝光町長 印

年 月 日付け 第 号で交付決定した横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金について、次のとおり額を確定したので通知します。

交付決定額 円

交付確定額 円

第6号様式（第10条）

横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金交付請求書

年 月 日

横芝光町長 様

自主防災組織名

代表者 住所

氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった横芝光町自主防災組織設置促進事業補助金を、次のとおり請求します。

1 請求金額 一金 円也

補助金交付 確定額	概算交付済額	差し引き補助金 請求額

2 振込先

金融機関	
支店名	
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人	フリガナ

別記第 1 号様式（第 4 条）

（令 5 告示 5 ・ 一部改正）

第 2 号様式（第 5 条）

第 3 号様式（第 7 条）

第 4 号様式（第 8 条）

（令 5 告示 5 ・ 一部改正）

第 5 号様式（第 9 条）

第 6 号様式（第 1 0 条）